

厚生労働省
持続可能な権利擁護支援モデル事業
令和7年度モデル事業実施自治体等連絡会 第1回連絡会

令和7年9月19日
厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

モデル事業連絡会 年間スケジュール

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業の連絡会は、午前10時～12時・オンライン会合(zoom)で実施します。
- モデル事業の実施自治体・検討自治体、社会福祉協議会、中核機関、モデル事業の連携機関の皆様が自由にご参加いただける会です。
- 連絡会の開催一か月前を目安に、ご案内と参加申込のお知らせをメールにてご連絡します。
※各都道府県、都道府県社会福祉協議会におかれましては、当該メールの内容について、管内市区町村、市区町村社会福祉協議会へ転送・周知をお願いします。

開催回	開催日	内容
1	9/19(金)	身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業について(テーマ2-A・2-B)
2	10/31(金)	総合的な権利擁護支援策の充実に向けたモデル事業について(テーマ1・2・3)
3	12/19(金)	身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業について(テーマ2-A・2-B)
4	R8 2/13(金)	全体のまとめ

- 開催日程は、実施月の原則、第3金曜日午前10時～12時で実施します。
- 日程は予定ですが、当モデル事業へご関心をお寄せの方は、予定を確保頂けると幸いです。
- 連絡会の意見交換で取り上げるテーマについては、現時点での予定です。

持続可能な権利擁護支援モデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

テーマ2-A 包括的な相談・調整窓口の整備

～ 地域の取り組みの紹介と意見交換 ～

持続可能な権利擁護支援モデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

テーマ2-A 包括的な相談・調整窓口の整備

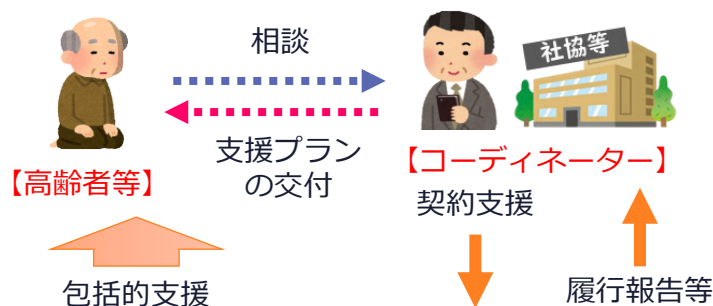
身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。

《業務内容》

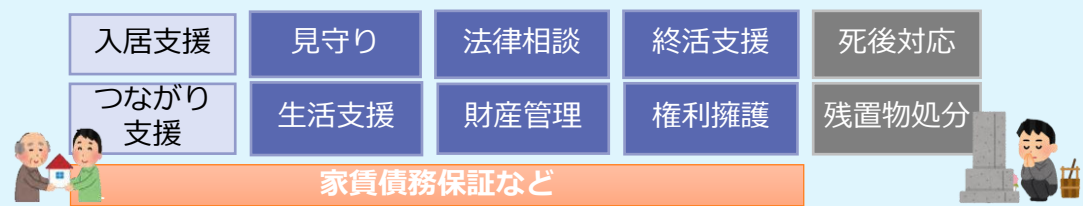
取組例のイメージ

意思決定支援を確保しながら、以下の業務を実施

- ・ 地域の社会資源を組み合わせた『包括的な支援プラン』の作成。
- ・ プランに基づく支援のアレンジメントや各種契約支援、履行状況確認
- ・ 様々な分野の活動や人と人とのつなぎ合わせなど地域づくりのコーディネート など



－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



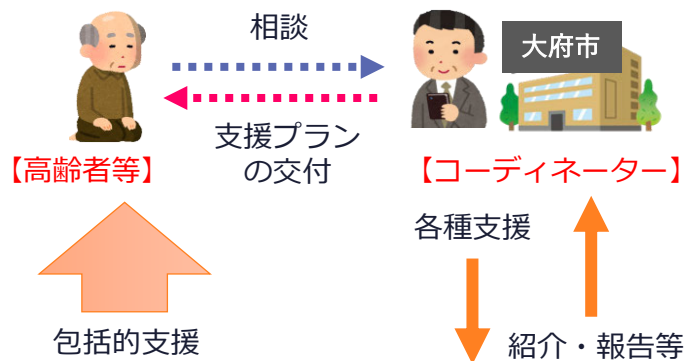
本日は、新モデル事業テーマ2-Aに取り組まれている
大府市、岡崎市、木更津市の取り組みをご紹介します。

1. 愛知県大府市 大府市終活支援事業「さくらMIRAIサポート」

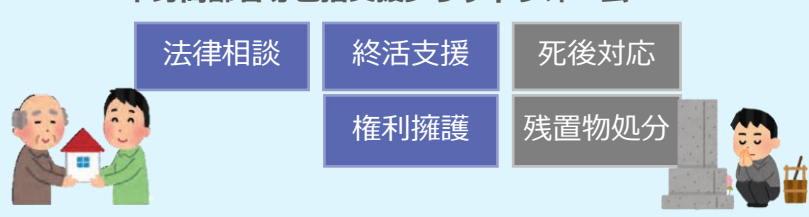
ひとり暮らしで頼れる身寄りがいない高齢者等の葬儀・納骨等、人生の終焉を迎えるにあたり直面する課題への不安に寄り添い、事前にご自身の希望する終活内容の準備を支援するため「さくらMIRAI（ミライ）サポート」を提供し、（1）市独自のエンディングノート「さくらノート」の配布、（2）「さくらノート」の保管場所および記載事項を市に登録する終活登録制度「わたしのさくら登録」、（3）葬祭事業者、法律専門職、ペット後見、遺品整理等の情報を提供する葬祭事業者等紹介サービス「さくらplus（プラス）」を実施している。

《業務内容》意思決定支援を確保しながら、以下の業務を実施

- 市独自のエンディングノート「さくらノート」の配布
- 「さくらノート」の保管場所および記載事項を市に登録する終活登録制度「わたしのさくら登録」
- 葬祭事業者、法律専門職、ペット後見、遺品整理等の情報を提供する葬祭事業者等紹介サービス「さくらplus（プラス）」



－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



事業の実施体制

- 実施主体：大府市

取り組みを開始した経緯

- 窓口で身寄りのない高齢者から死後への不安を相談されることが多くなり、今後そのような相談が増加することが予想されたため。

検討を開始した時期 令和6年3月

事業を開始した時期 令和6年10月

基本的なサービスの内容

1. エンディングノート「さくらノート」

大府市にお住まいの方に、市役所にて配布。

2. 終活登録制度「わたしのさくら登録」

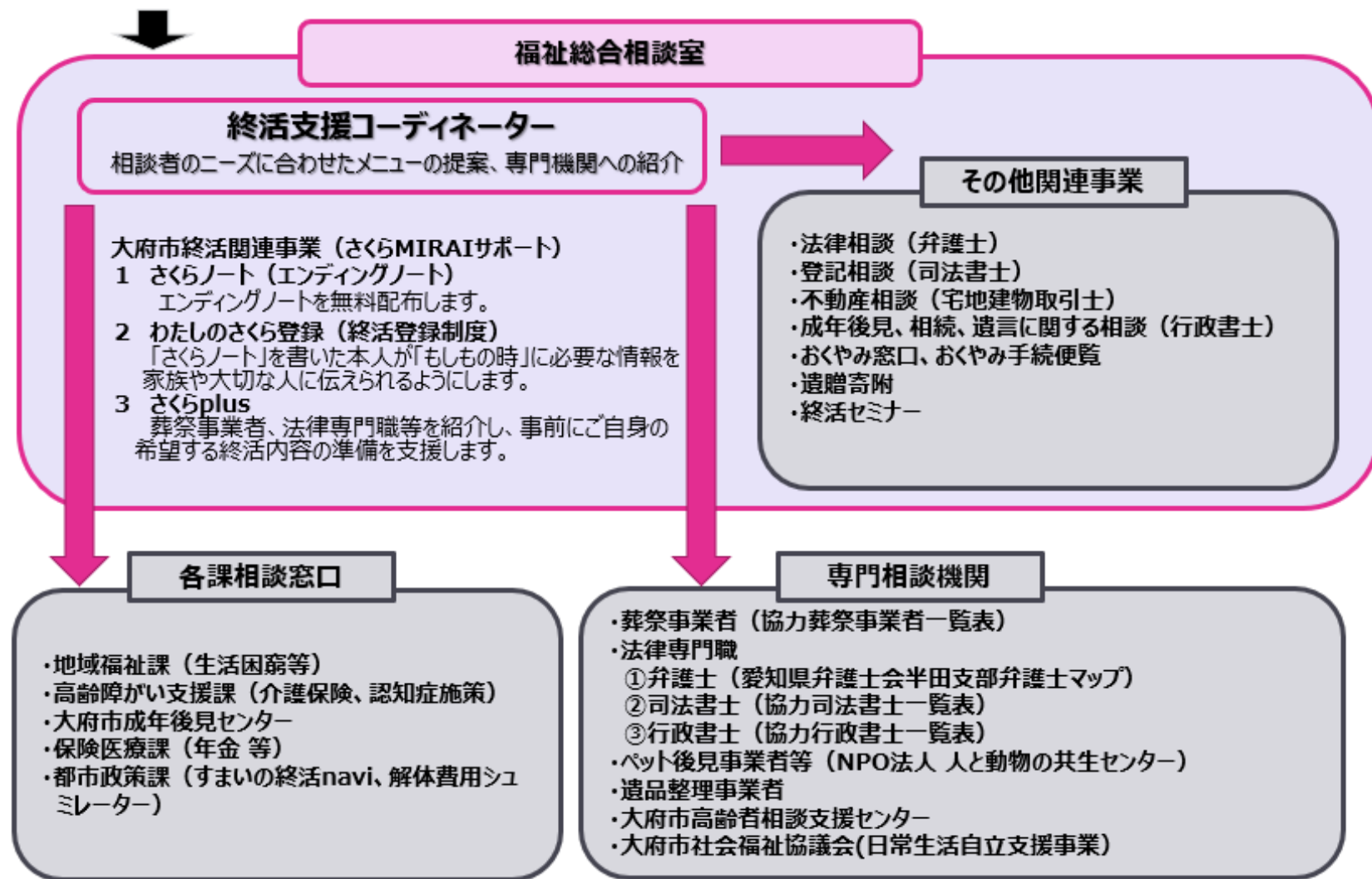
大府市に在住で「さくらノート」をお持ちの方に、市役所にて、さくらノートの保管場所、遺言書、葬儀、お墓などの内容を市に登録。もしもの際は、警察署、消防署、医療機関、福祉事務所及び「さくらノート」を書いたご本人が指定した人に、登録情報を開示する。

3. 葬祭事業者等紹介サービス「さくらplus」

- 葬儀、納骨：葬儀事業者と相談し、市に報告。死後、市は葬祭執行者へ死亡を連絡。葬祭執行者が葬儀納骨等を実施。
- 遺言書作成：市が、法律等専門職を案内。
- ペット後見：市が、ペット後見事業者等を案内。
- 遺品整理等：市が、遺品整理等を相談できる事業者を案内。

終活支援包括相談窓口イメージ（持続可能な権利擁護モデル事業）

市民（将来の日常生活又は社会生活に不安を抱えた単身高齢者等）



事業の実績

- ・ 相談人数33人、支援プラン作成人数2人（2025年 8 月末時点）

事業の周知方法、自治体内の他の取り組みとの連動

- ・ ホームページでの取り組みの紹介。
- ・ 老後の備えに関する関心を高め、その理解の推進を図ることを目的とした研修会やセミナー等の開催。

支援可能な親族がないことの確認方法

- ・ ご本人からの話による（調査確認等は実施していない）

意思決定支援の場面や配慮事項など

- ・ 本人が利用に迷われた場合、迷いがなくなるまで相談対応する。
- ・ 本人の意思決定能力に疑義があると感じたときは、申し込みを受けず、成年後見制度をご案内する。
- ・ 本人のサービス提供に係る理解が難しいと判断した場合も同様に、申し込みを受けず、成年後見制度をご案内する。

事業により得られた効果

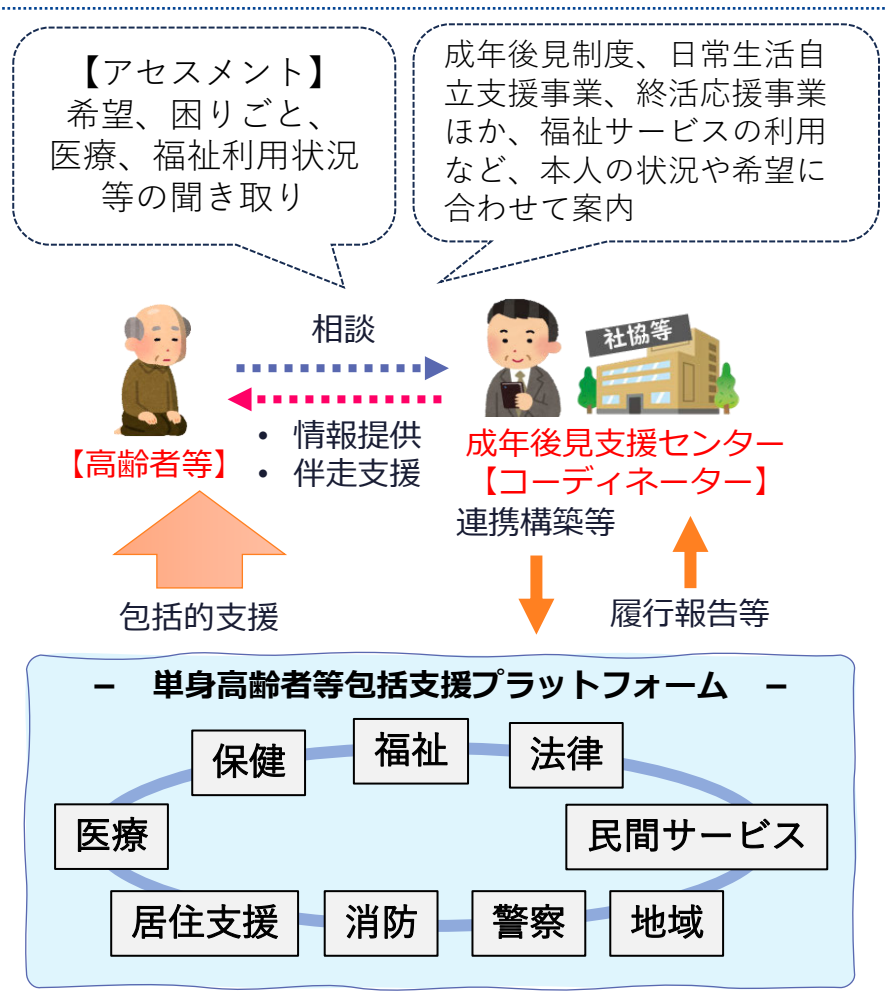
- ・ 身寄りがない高齢者等の不安の解消。

事業の課題や懸念

- ・ 相談業務や法律専門職等一覧表はおおむね好評であるが、登録となると利用される方は少ない。

2. 愛知県岡崎市 終活応援事業を含む、相談・調整窓口の整備

誰もが安心して歳を重ねることができる社会づくりを推進するため、単身高齢者など頼れる身寄りのない市民からの相談に応じ、本人の選択に基づき、**医療施設・福祉施設等への入院・入所手続等の支援や日常生活支援、死後事務等の支援に関するサービスを適切に利用することができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを目的として、岡崎市成年後見支援センターにコーディネーターを配置するなど相談窓口を整備し、包括的な相談支援や支援のコーディネート、関係機関・関係者とのネットワークの構築を行っている。**



事業の実施体制

- 本事業の実施主体である岡崎市は、民間事業者との協定の締結、終活情報（死後事務契約業者）の登録などを行う。
- 出前講座、ケアマネ交流会、コミュニティケア会議、終活ノート、終活便利帳等での終活に関する周知を実施。
- 本事業を委託している岡崎市成年後見支援センターは、包括的な相談支援、包括的な支援のコーディネート、関係機関・関係者とのネットワーク構築を担う。
- 岡崎市成年後見支援センターでは、常勤6名が他業務と並行して、本業務を担当している。

取り組みを開始した経緯

- 終末期に転居や入院・入所をする際、本人や支援者が居住支援や見守り・生活支援、終活に関するサービスの提供事業者の情報把握が困難な状況にある。
- 市に相談に来る高齢者等に対して、入居支援、生活支援、財産管理、本人死亡時の対応などのサービスに、包括的につなげる体制構築が求められている。
- 提供されるサービス内容、費用を明確化するとともに、ワンストップサービスに寄与するようなサービス提供体制の構築を目指したい。

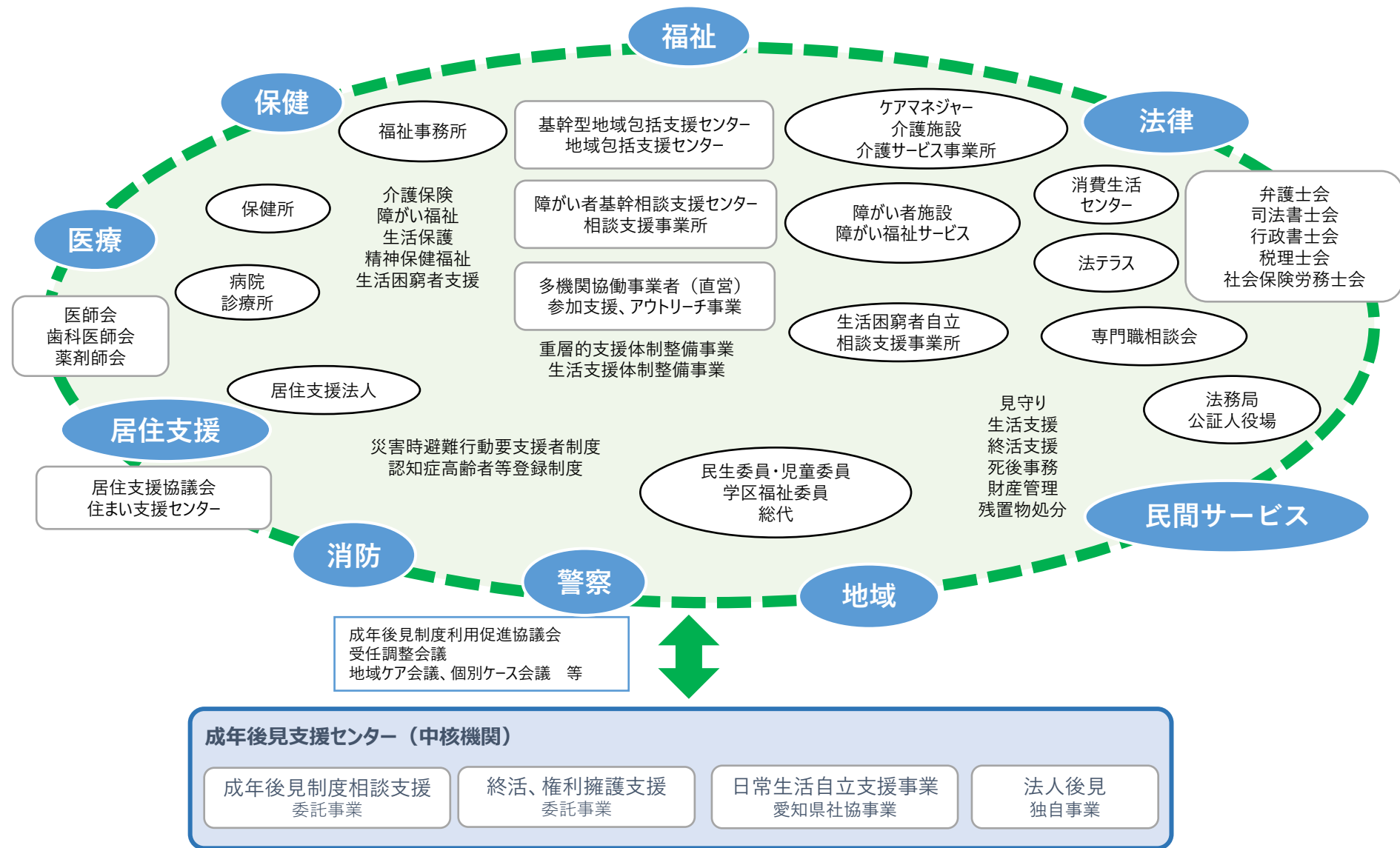
検討を開始した時期 令和5年7月

事業を開始した時期 令和6年7月

基本的な利用の流れ

相談者は、成年後見支援センター（地域包括支援センター）へ相談し、包括的な支援に関する情報提供を受ける。希望者には死後事務契約の情報登録を行う。

2. 愛知県岡崎市 ～ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム ～



2. 愛知県岡崎市 ～ 運営の在り方・実績と課題など ～

取り組みの促進要因

- ・ 終活に関する多職種での連携については、これまでも取組を進めており、意見交換などを重ねることで、終活に関わる関係者それぞれの課題認識を共有してきた。これらの事前の取組が事業促進の要因と考える。
- ・ 地域の各関係機関が開催するネットワーク構築促進会議やコミュニティケア会議等への参加を通じ、日頃より他機関との良好な関係性作りに努めている。

相談対応者の体制

- ・ 常勤6名、要件は社会福祉士、社会福祉主事任用資格保持者、又は市がこれに準ずると認めた者

事業の実績

- ・ 延べ相談件数81件（R6：57件、R7年(8月末時点)：24件）

意思決定支援の場面や配慮事項など

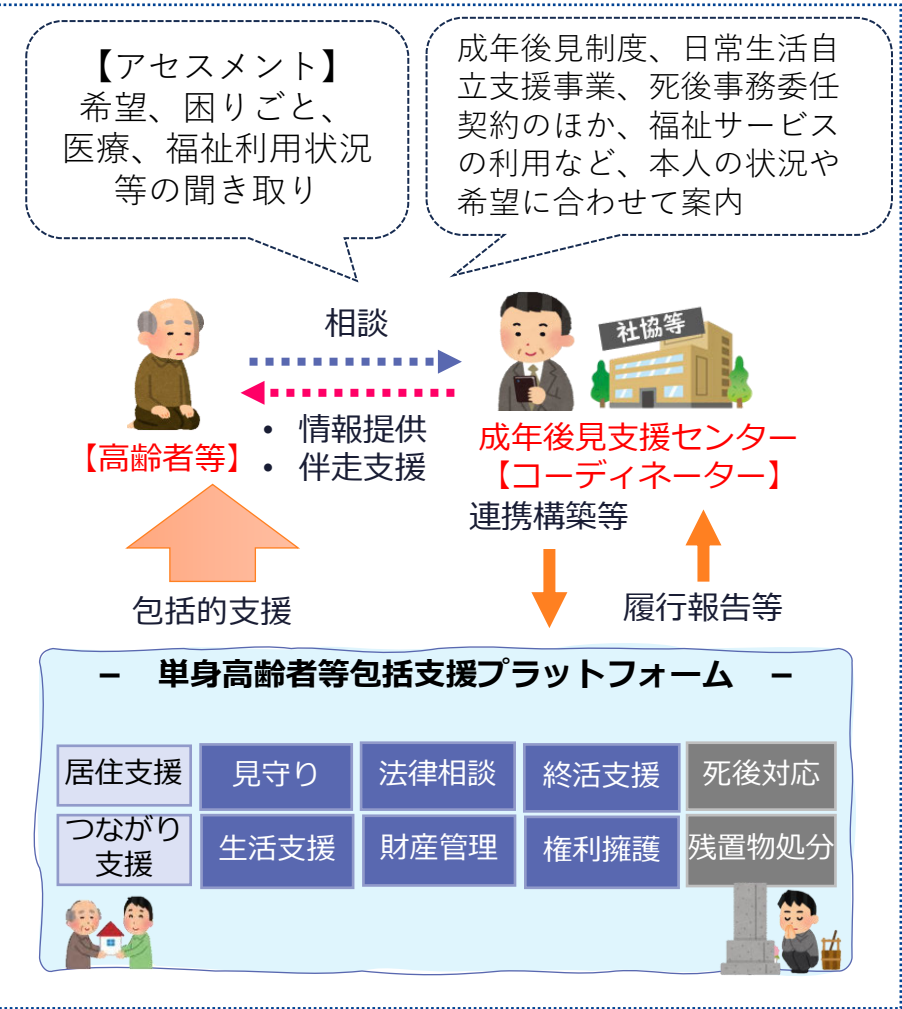
- ・ 本人と関係性ある機関より、確認をして頂く。
- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業等については、面談を行いながら制度を説明。
- ・ 関係者会議にて、理解度・誤認等について情報を共有。
- ・ 利用に迷われた場合などでは、時間を空け、再度面接の機会を設けている。

事業の課題や懸念

- ・ 事業実施における、利用者の増加、事業の採算性、相談等にあたる人員の不足などが課題である。
- ・ 意思決定支援における課題として、本人の意思決定を引き出すことが難しい、本人の意思決定が周囲からみてよい結果にならない場合の判断に迷う場合がある、支援者間で意見が分かれた時の合意形成が難しいなどがある。
- ・ 包括的な支援の一部とはいえ、民間事業者の情報を提供するため、民業圧迫や利益誘導、事業者の斡旋等と市民や他の事業者から感じられないか。
- ・ 民間事業者（身元保証を代替するサービス等）の監督機関の明確化を要望したい。

3. 千葉県木更津市 相談・調整窓口の整備

2040年にかけて急増する単身高齢者や身寄りのない高齢者等の増加という社会課題に対応し、地域で誰もが安心して暮らし続けられる仕組みを整備するため、きさらづ成年後見支援センターに窓口を設置し、身寄りのない高齢者等からの相談対応を行っている。本人の判断能力が不十分な場合は成年後見制度につなぎ、判断能力に懸念がない場合は、委任・任意後見契約や死後事務委任契約、福祉サービス利用援助契約などを締結する等、支援を行っている。並行して、木更津市権利擁護推進会議において、地域の多様な社会資源と連携して、身寄りのない高齢者等を地域で支える仕組みの構築を目指して議論を行っている。



事業の実施体制

- 本事業の実施主体は木更津市であり、「木更津市社会福祉協議会（以下「社協」）」が受託者として事業を実施している。
- 木更津市は、エンディングノートセミナーや成年後見制度出前講座等を通じて、終活や権利擁護に関する周知・啓発を行っている。
- 社協に設置している「きさらづ成年後見支援センター（以下「センター」）」は、相談支援や関係機関との調整を行うとともに、委任契約・任意後見契約、死後事務委任契約等の受任者として具体的な支援を展開している。
- センターでは、常勤職員9名が他業務と兼務しながら、本事業に従事している。

取り組みを開始した経緯

- 身寄りがなく、医療機関への入院手続きや福祉施設への入所手続きが困難な事例が増加している。
- 身寄りのない高齢者等の生活上のリスク（医療・介護・死後事務等）に対して、地域社会全体で支える体制を構築する必要があった。

検討を開始した時期 令和5年5月

事業を開始した時期 令和7年4月

基本的な支援の流れ

- 相談を受け、判断能力が不十分な場合は、法定後見申立て・受任調整を行う。
- 判断能力に懸念がない場合は、公正証書により委任・任意後見契約や死後事務委任契約を結ぶ。福祉サービス利用援助契約と組み合わせる事案もある。

3. 千葉県木更津市 権利擁護推進会議の概要

概要

- ・ 医療や福祉は、生きていくうえで欠かすことのできない公益的なサービスである。こうした観点から課題を整理すると、従来の「身元保証」に代わる方法を地域社会の中で備えていく視点が求められる。
- ・ とりわけ、2040年問題を背景に増加が見込まれる身寄りのない高齢者等の課題に対応するため、地域の社会資源を活かし、地域社会全体で支える仕組みの構築について検討している。
- ・ あわせて、今後は新日常生活自立支援事業による「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」へ、地域としてどのように関わり、関連施策と有機的に連携させていくのかについても検討を進めていく。

検討体制

①木更津市権利擁護推進会議（以下「推進会議」）メンバー

千葉県弁護士会 ・ 千葉司法書士会 ・ 千葉県社会福祉士会 ・ 千葉県行政書士会 ・ 千葉県税理士会
千葉県社会保険労務士会 ・ 君津木更津医師会 ・ 木更津市地域包括支援センター ・ 中核地域生活支援センター
君津ふくしネット ・ 木更津市ケアマネジメント研究会 ・ 千葉信用金庫 ・ 君津信用組合
木更津市区長会連合会 ・ 木更津市民生委員児童委員協議会 ・ 木更津市 ・ 社協
オブザーバーとして、千葉家裁木更津支部および千葉県社協

②その他意見交換等により連携している関係機関

- ・ 木更津市内社会福祉法人の意見交換会（市内11法人・木更津市・社協）
- ・ 君津圏域中核機関連絡協議会（君津圏域4市行政機関・4市社協・家裁・千葉県社協）
- ・ ぱあとなあ千葉袖ヶ浦地区会（君津圏域近隣の社会福祉士・4市行政機関職員・4市社協職員）

検討内容

①推進会議の開催

センターにおいて、年間2回「推進会議」を開催し、身寄りのない高齢者等が抱えている課題や支援状況について、関係機関との情報共有および意見交換を行う。

②相談体制の整備

センターにおいて成年後見中核機関業務の中で、身寄りのない単身高齢者等の生活相談に適宜対応する。支援方針の検討を目的として、「推進会議」の下部組織として「権利擁護支援定例会議」を設置、毎月開催し必要に応じて以下の支援策を提供する。

- ・ 成年後見制度の活用 ・ 日常生活自立支援事業の提供 ・ 死後事務委任契約の締結支援

3. 千葉県木更津市 ～ 運営の在り方・実績と課題など ～

取組みの促進要因

- ・ 身寄りのない高齢者等の生活課題に起因する関係機関からの相談が増加傾向にあり、取組の優先度を高める必要性があった。（**実際のニーズの顕在化**）
- ・ 推進会議において、令和5年度から継続的に身寄りのない高齢者等の課題に関する意見交換を実施しており、取組みを進めるうえで追い風となった。（**関係機関における認識の高まり**）
- ・ 新日常生活自立支援事業の制度設計が国により示され、全国展開が近づいていることから、将来的な事業化を見据えたイメージを具体化する必要性を感じた。（**今後の全国的な事業化を見据えた構想**）

相談対応者の体制

- ・ 常勤職員9名（センター職員が兼務、令和7年8月末時点）
- ・ 要件：権利擁護関連事業における相談支援の経験を有する者（社会福祉士等）

事業の実績（令和7年度8月末時点）

- ・ 相談件数：69件（うち身寄りのない高齢者等の相談：37件）
- ・ 現在支援件数：164件（カッコ内は、令和7年度に身寄りのない高齢者等の相談から支援に結びついた件数）
- ・ 法定後見等受任：45件（1件） ・ 後見監督：9件 ・ 死後事務委任契約：10件（1件）
福祉サービス利用援助契約：87件（10件） ・ 任意後見契約・委任契約：13件

意思決定支援の場面や配慮事項など

- ・ 相談を受けた際は、本人との面談および事務局によるアセスメントを実施する。
- ・ その後、毎月開催する「権利擁護支援定例会議」に上程し、専門職アドバイザーの助言を踏まえて支援方針を決定、法定後見の場合には本人に相応しい後見人等を推挙、具体的な支援活動へつなげている。

事業により得られた効果

- ・ 実施期間が短いため、現時点で顕著な効果は確認されていない。

事業の課題や懸念と今後の取組み

- ・ 潜在的な対象者の規模に比して相談窓口の支援力には限界があり、より幅広い支援体制の構築が求められる。
- ・ 今後は、地域社会における「身元保証機能」の代替手段を模索するとともに、居住支援や終活支援、残置物処分事業者、葬儀社等との連携を強化し、身寄りのない高齢者等を支える地域プラットフォームの形成を目指す。

持続可能な権利擁護支援モデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

テーマ2-B 総合的な支援パッケージを提供する取組

～ 地域の取り組みの紹介と意見交換 ～

持続可能な権利擁護支援モデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

テーマ2-B 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



本日は、新モデル事業テーマ2-Bに取り組む地域の皆様から、お取り組み内容を紹介頂きます。ご紹介は、品川区、我孫子市の順番です。

1. 東京都品川区 「あんしん3点セット」

身寄りのない高齢者や障がい者等が元気なうちから将来の不安に備えられるよう、品川区社協とのあんしんサービス契約により、月1回の訪問を行い健康状態の確認を行うほかその他個別サービスや重要書類などの預かりなどを行い、適切な時期に任意後見制度につなげる。品川区社協と予め任意後見契約を結ぶことで、判断能力が低下した際に適切に援助を行うことができる。さらに、公正証書遺言の作成を支援することで、本人の希望に沿った葬儀や相続が実行されるよう、本人に寄り添った意思決定支援を行っている。

事業の実施体制

- 事業実施主体は品川区社会福祉協議会であり、品川区が補助を行っている。（令和7年7月より）

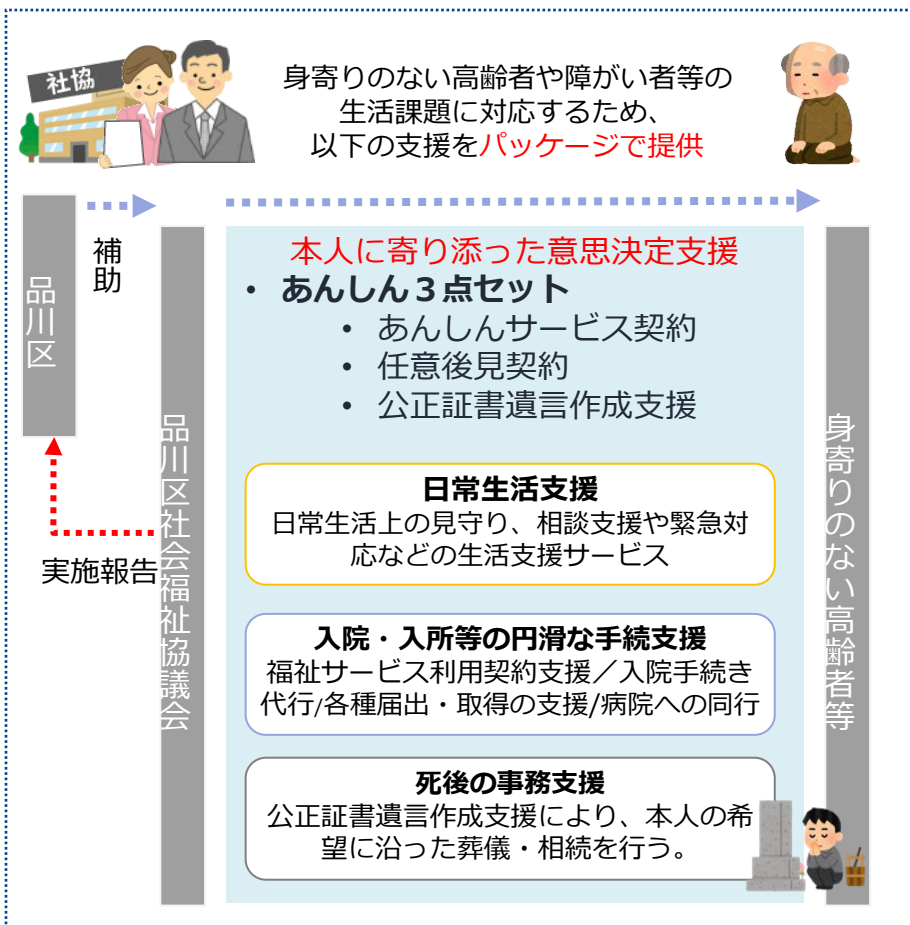
取り組みを開始した経緯

平成12年品川区と品川社協協働の「権利擁護のしくみづくり検討委員会」の中で、身寄りのない方の将来の不安に備えるために、任意後見契約をベースとした支援を検討。品川後見センター開所とともにあんしんの3点セットの事業を開始。

検討を開始した時期 平成12年度
事業を開始した時期 平成14年6月

基本的な利用の流れ

- 対象:品川区民で、ひとり暮らしの高齢者または夫婦世帯、障害のある方
- <利用開始までの流れ>
- 相談受付→面談（複数回）→ケース会議→契約
※目安2ヶ月～6ヶ月
- <契約者の任意後見発効までの流れ>
- 認知機能低下把握 → ケース会議 → 発効チーム
→ 運営委員会 → 発効



元気なときから将来の不安に備える 「あんしんの3点セット」



あんしんの3点セット

① あんしんサービス契約

ご自宅への訪問などで、お元気確認をします。

② 任意後見契約

判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ任意後見人を決めておきます。

③ 公正証書遺言作成支援

亡くなったあと、あなたの希望を実現する遺言作成のお手伝いをします。

* 任意後見契約、公正証書遺言作成は別途費用がかかります。

対象者

品川区民で
在宅の高齢者
(1人暮らし)
または夫婦世帯、
障害のある方

基本
料金

契約手続料金……………無 料

基本料金1ヵ月……………無 料(お元気確認 月1回)

* 個別サービスは別途料金がかかります。

● あんしんの3点セットの流れ (判断能力の低下がみられた場合) ……………



● あなたの健康状態により、こちらの流れは多少異なる場合があります。

1 あんしんサービス契約

月に1回、ご自宅に品川成年後見センターの支援員が訪問などを行い、あなたの健康状態を確認します。適切な時期に任意後見制度につなげます。その他、下記の個別サービスや重要書類などの預りを行います。



● あんしんサービス個別サービス ……………

1回 500 円 + (交通費実費)

1時間 500 円 + (交通費実費)

※ 1 時間以上は、30 分毎に 250 円加算

福祉サービス
利用契約のお手伝い

介護保険の申請や福祉
サービスの利用手続

各種届出・
取得のお手伝い

区役所などの手続きを
代行します

病院など
付き添いのお手伝い

病院の同行をします
介護が必要なときは
他機関と連携します

入院手続の
お手伝い

入院手続の
代行をします



必要とする
サービスは
ありますか?

※ 事前の申し込みが必要です。

2 任意後見契約

p. 5—6

あなたと品川区社会福祉協議会(以下当会)が公正証書で任意後見契約を結びます。あなたの判断能力が低下したときに、当会が任意後見人となり援助していきます。

3 公正証書遺言作成支援

p. 13—14

公正証書遺言を作成すると、死亡後あなたの希望された葬儀や相続などが実行されます。当会が遺言執行者、葬儀執行者になることができます。

1. 東京都品川区 ～ 運営の在り方・実績と課題など ～

事業の実績

- ・ 新規相談件数：70人（令和7年度 実績・延べ数）
- ・ 新規契約数：5人（令和7年度 実績）
- ・ フォロー中人数63人（令和7年度8月末時点）

対応者の体制

- ・ 常勤2名（専任）
- ・ 非常勤2名（専任）
- ・ 支援員（訪問支援スタッフ）延べ数 120人
- ・ 要件：支援員…市民後見人養成講座修了

意思決定支援の場面や配慮事項など

- ・ 任意後見契約を3点セットの中に組み入れることで、判断能力の低下がみられた場合は、あんしんサービスは契約を終了し、予め結んだ任意後見契約に基づき、任意後見を発効する。
- ・ 本人が利用に迷われた場合は、メリットやデメリット、他の選択肢等をわかりやすく提示する。
- ・ 相談・発見時点から、すぐに支援を必要とする場合には法定後見、将来の不安に備える場合にはあんしん3点セットでの任意後見へとつなげ、本人の状況判断能力の程度に応じて多層的な制度活用を行っている。
- ・ 公正証書遺言作成支援を行う際には、何度も面接を重ね、公証人、その他関係機関等への相談なども活用し、意思決定支援を行っている。希望により、品川区社協が遺言執行者、葬祭執行者になれるようにすることで、身寄りのない方の不安を解消している。

預託金の管理方法

- ・ 預託金はなし。（葬儀、納骨等にかかる費用は相続財産から充当する。）

事業により得られた効果

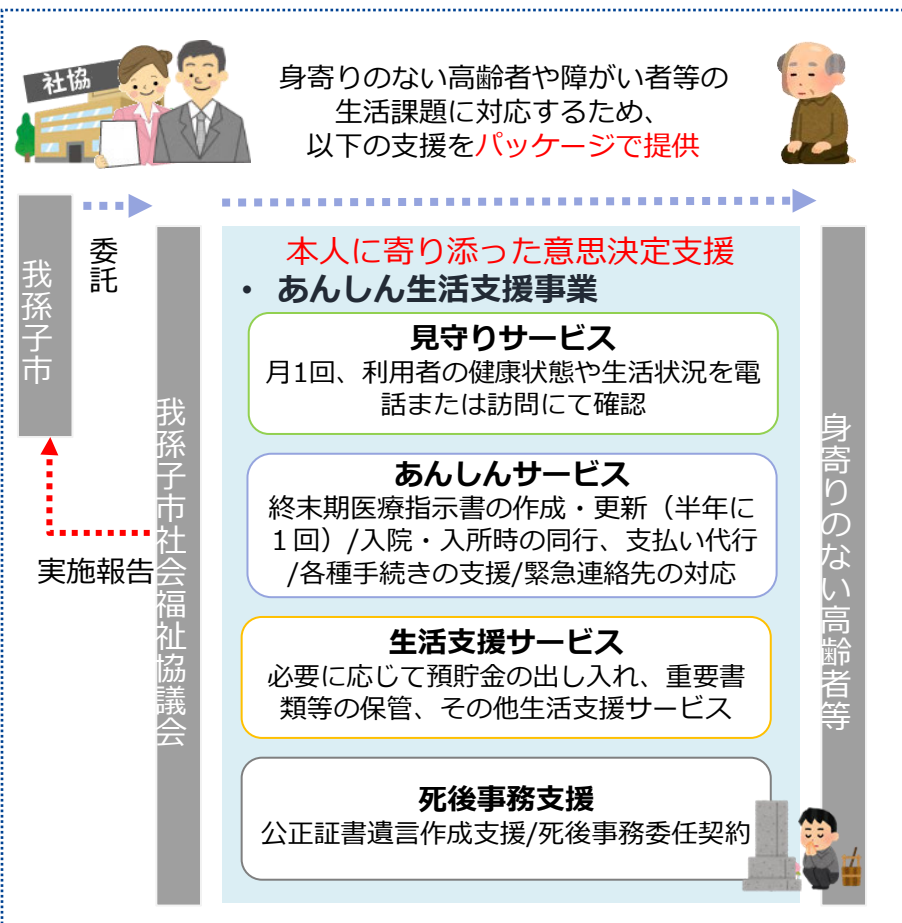
- ・ ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカーや行政職員などとのスムーズな連携
- ・ 利用者のQOL向上、不安解消（身元引受的支援、死後の不安）
- ・ 利用者の状況にあわせた見守り体制の確保、適切な時期での任意後見への移行

事業の課題や懸念

- ・ 生前事務委任ニーズへの対応（任意後見発効に至らないケース）
- ・ 死後事務ニーズの多様化
- ・ 低所得者層への対応

2. 千葉県我孫子市 「あんしん生活支援事業」

支援可能な親族がいない高齢者や障がい者に対して、医療や福祉制度等を利用する上で予想される**今後の生活課題**について相談・援助を行うため、**あんしん生活支援事業**を行う。月1回の見守りや、入院・入所時の同行・同席、手続代行や緊急時の対応等を行うほか、主に入院・入所中の方に対し、必要に応じて**預貯金の出し入れ、重要書類等の保管などの生活支援も提供**する。さらに、専門職との**公正証書遺言の作成支援**や、**死後事務委任契約**によって、本人の希望に沿った葬儀が実行されるよう、本人に寄り添った**意思決定支援**を行っている。



事業の実施体制

- ・ 事業実施主体は我孫子市であり、我孫子市社会福祉協議会に委託している。

取り組みを開始した経緯

近年、身元保証や自身の死後に不安を抱えている方からの問い合わせを多くいただいており、「地域の困りごと」として対応すべく検討を重ね、市への政策提言で採用され、令和7年4月より実施に至る。

検討を開始した時期 令和4年度

事業を開始した時期 令和7年4月

基本的な利用の流れ

<対象>

- ・ 我孫子市在住（在宅者）
- ・ 65歳以上の高齢者夫婦・独居高齢者
- ・ 障がい者世帯
- ・ 支援可能な親族がいない
- ・ 判断能力がある

<利用開始までの流れ>

- ・ 相談受付→相談（面談）→調査・確認→審査会→遺言書作成または死後事務委任→契約・計画書の作成→サービス開始 ※目安3～6ヶ月

2. 千葉県我孫子市 ～ モデル事業の活動イメージ ～

あんしん生活支援事業

我孫子市社会福祉協議会は、住み慣れた地域で安心して暮らせるようさまざまな支援をしています。

支援可能な親族がない高齢者や障がい者に対して、医療や福祉制度等を利用する上で予想される今後の生活課題について相談・援助を行うことで、安心して地域生活が送れるようサポートします。

利用できる方

- 我孫子市在住(在宅者)
- 65歳以上の高齢者夫婦・独居高齢者または障がい者世帯
- 支援可能な親族がない
- 判断能力がある

どんなことをしてくれるの？

見守りサービス

- 月1回
- ・訪問または電話で健康チェックや生活状況の確認

あんしんサービス

- ・終末期の医療サービスに関する指示書の作成
- ・緊急連絡先としての対応
- 施設入所や入院時の説明の立ち合いや契約時の同行・同席
- 終末期医療に関わる説明等の際に同行・同席
- ※医療同意はできないため「医療サービスに関する指示書」を医療機関へ提供します
- 病院や施設への支払い代行
- 電気・ガス・水道、新聞等の利用休止手続きの代行、郵便物の確認・お届け
- 急な入院時、自宅にある必要な生活物品のお届け等

生活支援サービス

- 銀行等からの金銭の出し入れ
- 重要書類等の保管 例)年金証書・権利証・印鑑等
- ※貸金庫にてお預かりします
- その他の生活支援サービス

遺言作成 死後事務

- 専門職(弁護士等)との公正証書遺言等の作成支援
- 死後事務委任契約
- 指定された方への連絡
- 病院、施設への清算代行
- 遺体の引き取り・火葬・埋葬等



利用料

月額 3,000円
※生活困窮者世帯に
対する免除制度が
あります。



- 入退院・入退所の同行・同席
1時間 3,000円
(以降30分 1,500円)
- 入院・入所の際の家屋内支援
1回 13,000円(2名対応)
- その他の支援 1時間 2,000円
(以降30分 1,000円)

- 預貯金のおし入れ
1回 2,000円
- 書類等の保管 月額 500円
(おし入れ1回 2,000円)
- その他の生活支援サービス
1時間 2,000円
(以降30分 1,000円)

※専門職による遺言作成費用
5万円～20万円

預託金

- 通常
30万円
(入院費等の支払い)
- 施設入所の場合
20万円

預託金なし

- 死後事務
委任契約
10万円～

サービス提供までの流れ

相談受付

相談(面談)

調査・確認

審査会

遺言書作成・
死後事務委任契約

契約・計画書の作成

サービス開始

※ ●がついているサービスは、任意サービス(有料)となります。

※ 入院、死後事務にかかる預託金は、契約時にお預かりします。契約終了時に、残金は返金いたします。

2. 千葉県我孫子市 ～ 運営の在り方・実績と課題など ～

事業の実績

- ・ 新規相談件数：53名（実績・延べ相談数：54件）
- ・ 新規契約数：0人（実績：9月契約予定1名、9月審査会予定1名）
- ・ フォロー中人数：4人（令和7年度8月末時点）

対応者の体制

- ・ 常勤3名（正規職員による兼任）

意思決定支援の場面や配慮事項など

- ・ 初回相談以降も必要に応じて面談や親族・関係者への聞き取りなど、本人状況にサービスが適しているかの確認を行うとともに、任意後見制度や他の福祉サービスを紹介することで本人が自身に合ったサービスを選択できるようにしています。
- ・ また、契約審査会においても本人の判断能力の有無を審議、確認し、本サービスの利用が適さない場合は、他の福祉サービスや成年後見制度につなぎます。
- ・ 本人の尊厳を大切にするため、終末期医療サービスの指示書の作成を行い、万が一の時には病院に提示します。
- ・ 生活困窮者世帯に対する月会費の免除や預託金の積立制度を設け、資力がなくてもサービスを受けることができるようにしています。（生活保護受給者は対象外）

預託金の管理方法

- ・ 決済用普通預金口座
- ・ 出金があった場合は、その都度預託金取扱要綱に沿って出納管理を行います。

事業により得られた効果

- ・ 契約者がまだいないため実際の効果について言及することができませんが、事業実施以降、地域の方よりたくさんのお問い合わせや応援のお声がけ等をいただいておりますので、この事業が利用者の「安心できる生活」に繋がるよう努めていきます。

事業の課題や懸念

- ・ まだ利用者がいないため明確な課題が掴めていませんが、先行している足立区では利用者の増加に合わせた人員配置（人件費の捻出）や、紛争性のある方の対応などにかなり苦慮したと伺っておりますので、そこを懸念しています。
- ・ 併せて、支援体制や預託金の管理システムなども状況に応じて見直していく必要があると思っています。 21